



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第92号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1993, 92, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78903
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

■ 目 次 ■

〈 論 稿 〉 高昌国時代の「馬帳」について（中）

— 『吐魯番出土文書』割記（一一） —

..... 關 尾 史 郎 1

高昌国時代の「馬帳」について（中）

— 『吐魯番出土文書』割記（一一） —

關 尾 史 郎

三 「馬帳」の内容と機能

「馬帳」のなかでも姓名が重複する①から⑤について、本文の基本的な様式を整理してみると、先ず「姓名＋馬種（毛並み）」という書き方のものがある。①と③がこれに該当する。次は「姓名＋「馬」字」だが、これは②だけである。最後は単に姓名だけを列挙したもので、④と⑤が該当する。これらのうち、いうまでもなく最も詳細にして具体的なのは、「姓名＋馬種（毛並み）」という第一の書き方であり、それに次ぐのが「姓名＋「馬」字」である。しかしここでは一匹ごとの具体的なデータは既に省略されており、「馬」字はほとんど固有の意味を失っているように見える。ここで重要なのはその供出者と考えられる姓名のほうであり、この点において、誰が、と同時に、いかなる毛並みの馬を供出したのか、が等しく問題にされている第一の書き方とは明確に区別される必要があろう。そしてごく一般的に考えれば、かかる書き方と、単に姓名だけを列挙する第三の書き方とはほとんど違いはないということになるが、この点はどうであろうか。結論からいえば、私は第三の書き方、つまり第二の書き方から「馬」字だけが省略されているのは、これが馬匹の供出以外の事例をも本来的に含んでいたからであったと考える。つまり⑤には「買駄人」や「入練人」などが含まれていたし、④でも「買駄」の頭数が最後に明記されていることから判断して、本文にあげられている姓名のなかには、「買駄人」が含まれていた可能性が高いのだが、実際に⑤の「買駄人」で姓名が判明する六名のうち、④にも張子回、左調和（以上、第一断片）、および竺幼宣（第二断片）の三名が記載されているのである。彼らは馬匹の供出者としてではなく、「買駄人」としてその名を掲載されたのであろう⁽¹⁴⁾。そしてさらにいえば、④では「買駄人」も馬匹の供出者も順不同で列挙されていたのに対し、⑤では負担や供出した馬匹を使役する用途ごとにあらためて詳細に区分した上で、姓名を列挙したものと判断される。このことはまた、④の冒頭に「建武二匹」とされた建武將軍の某について、⑤では第一行目冒頭と、「郡上馬」の項の双方に「建武」という記載が確認されることから傍証される。これは、彼が供出した二匹の馬匹は異なった用途に使役された（もしくは一匹は使役されなかった）ことを示唆していよう。

以上のように考えて大過ないとすれば、①・②・③の三点は供出者とその馬匹だけをリストアップしたという点で純粋な「馬帳」であるのに対して、④・⑤の二点は馬匹の供出者を中心としつつも、

「買駄人」や「入練人」などもあわせてリストアップした「馬帳」だったということになる。このことを確認した上で、あらためて純粋な「馬帳」ともいべき①・②・③の三点について検討していきたい。

さてこれら三点の「馬帳」の様式を検討する際に想起されるのは、高昌国の「作人名籍」の様式である⁽¹⁵⁾。この国にあっては、民戸が保有する隷属民、作人を供出させ、一定期間種々の労働に従事させていたが、そのために先ず官衙は、作人の保有状況を民戸ごとに把握する必要があった。また保有状況のみならず、現実供出する作人の員数を民戸ごとに把握する必要もあった。こうして作成されたのが、「保有作人名籍」と「供出作人名籍」という二種類の名簿である。このうち前者は「保有者の姓名＋「作人」＋作人の名」という様式を、また後者は「保有者の姓名＋「作人」（複数の場合は員数を併記）」という様式をそれぞれ有していた。①と③が前者に、そして②が後者に相応することは、もはや説明するまでもなかろう。馬匹が作人同様、民戸から供出されるのであれば、官衙には民戸ごとの馬匹の保有状況が一目瞭然でわかる台帳が備えられていたに違いない。そして馬匹の場合、毛並みこそ個体を識別する唯一の手がかりであったことも確実である⁽¹⁶⁾。もちろん、だからといって、①と③が「保有作人名籍」に匹敵する「保有馬匹名籍」であり、それに対して②が「供出作人名籍」に匹敵する「供出馬匹名籍」であるというつもりはない。それは様式と内容の両面から判断して、ありえないことであるばかりか、馬匹の供出は使役を前提としていたとは考えがたいからである。すなわち先に述べたように、作人とは異なって馬匹に関しては、民戸が保有するもの全てが供出の対象となった可能性があるということである。しかし「保有馬匹名籍」の存在は疑いなく、とくに①はそれを参照して作成されたものであったと考えてよいだろう。したがってこれは、実際に供出された馬匹を前にして、それを検分の上で作成されたと判断するより、むしろ供出該当者に対し、供出すべき馬匹と供出期日、ならびに供出先に予定されている官衙（兵部）の担当官員（汜法濟）を供出者に告知するためか、もしくは官衙内部において確認するために、「保有馬匹名籍」をはじめとする官衙が掌握していたデータに依拠して作成された文書だったのではあるまいか、というのが私の考えである。判明する供出期日は、七月一六日と二日後の一八日だが、一六日は三〇匹、そして合計匹数こそ明記されていないものの、一八日は三一匹というように数字が接近しているのは、結果としてそうなったというよりも、官衙・官員側の都合によって、最初から供出該当者となった保有者それぞれに、供出期日を指示してあったとみるほうが自然であろう⁽¹⁷⁾。そしてここではなお各馬匹は、「郡上馬」や「遠行馬」といった使役する用途による区別はもとより、「任行馬」と「不任行馬」の別さえ問題とされてはいないことも確認しておく必要がある。

①についてこのように考えて大過ないとする、同じく「姓名＋馬種（毛並み）」という書き方を有する③も、官衙が掌握していたデータに依拠して作成されたと考えることができよう。具体的にいえば、①のうち、「郡上馬」という用途に使役する予定の馬匹とその供出（予定）者をピックアップした「馬帳」だったということである。③では冒頭に「郡上馬」という見出しがあり、末尾には「合六十七匹」と集計も記されている反面、①に見えるような紀年、すなわち供出予定期日を最初から欠いていたが、これは③が①や過去の使役記録などを参照して作成された予定案だったとすれば、問題にはなるまい。ともかく本文の書き方のみならず、内容面での両者の近縁関係は否定すべくもなく、ここではこの点をむしろ重視したいと思う。いまちなみに、①に見えている計七〇名（匹）を、③と比較してみると、①の半数以上に及ぶ三九名（匹）が③にも記載されている⁽¹⁸⁾。逆にいえば、③の六七名（匹）のうち、半数以上が①にも見えているということである。その姓名が①にあって③にないものは、「郡上馬」以外の「任行馬」や、「不任行馬」の供出者ということになるだろうが、逆に③にあって①にないものについては、①の欠損部分に記されていたとすべきなのだろうか。

次に③を②の内容と比較してみよう。②は冒頭の「□（高）昌任行」からして、国都の高昌から供出された（おそらくは、される予定の）「任行馬」とその供出者のリスト、つまり「使役（予定）馬

匹名籍」と考えられるが⁽¹⁹⁾、③の六七名中一九名が②にも確認される。②は残欠部分が大きく、姓名ともに判読できるのは三〇例程度に過ぎないので、そのおよそ弱が③に記載されている、つまり「郡上馬」となっていることがわかるのである。「任行馬」の全てが「郡上馬」とされたわけではなく、「遠行馬」をはじめとするその他の用途に振り分けられた馬匹もあったはずだから、これはある意味では当然であろう。むしろここでも、「任行馬」の多くが「郡上馬」とされたことに注目しておくべきであろう。また逆に、③のうち強に当たる四八名は②に確認できないということになる。②の欠損を考慮すれば、この数字はさらに小さくなることは確かだが、③には国都以外の諸郡県から供出された「郡上馬」も記録されていたはずなので、この点についてはとくに問題はないと思う。

以上、純粹な「馬帳」ともいうべき①・②・③の三点について、主として内容を中心として検討してきたが、このうち③の「郡上馬」については、⑤にも「次郡上馬」という小見出しのもとに、その供出者の姓名が列挙されていた。残念ながら一部欠損しているので、正確な員数は捕捉できないが、おそらく五六名＋α程度であろう⁽²⁰⁾。そこで、今度は⑤に列挙されている供出者を①や③と比較してみよう。すると、以下のようなデータが得られる。

- A ①・③・⑤の全てにリストアップされている例 31
- B ①になく、③・⑤にリストアップされている例 19
- C ③になく、①・⑤にリストアップされている例 3
- D ⑤になく、①・③にリストアップされている例 8
- E ①にあり、③・⑤にリストアップされてない例 28
- F ③にあり、①・⑤にリストアップされてない例 9
- G ⑤にあり、①・③にリストアップされてない例 3

このうちでGの一例は、『文書』が「□□」と表記する釈読不能の事例なので、実際にはGはこれより減る可能性があるが、とにかく⑤に「郡上馬」の供出者としてリストアップされている五六名中三一名（A）までが①と③の双方にリストアップされており、このほかにも一九名（B）が③にリストアップされているのである。先述したように、①が第二断片を欠損させていることを考慮すれば、これは致し方なかろう。むしろ五六名中五〇名（A＋B）までが③と重複していることを重視すべきであろう。⑤に見えていて③にないものも六名（C＋G）いるが、このうち⑤の「振武」（①の「振武白額」）は、おそらく③の「振武長史」であろうし、同じく⑤の「侍郎歡岳」（①の「侍郎嚴歡岳」で馬種は青馬）は、あるいは③で「侍郎歡悦」（馬種は青馬）と誤記されたとも考えることも可能であろうから、実際は⑤のほとんどは③と重なる、つまり既に③にリストアップされていたと考えて支障はない。

そのいっぽうで、③（①にもあるものを含む）にあって、⑤に見られないものも一六名（D＋F）ばかりあるが（先の「振武」や「侍郎歡岳」を含む）、うち三名は⑤の冒頭のグループに名が見えている。このグループは小見出しがないので、内容が不明だが、「郡上馬」以外であることは確かで、しかもやはり馬匹を供出した者たちであることは、先に述べた建武將軍某の例からして疑いのないところであろう。ただ残念ながら、三名以外の大半については、詳細は不明というほかない。

ところで⑤には、「郡上馬」や、この冒頭にグルーピングされた馬匹の供出者以外にも、「遠行馬」の供出者をはじめとして、「買駄人」や「入練人」などが列挙されていた。「買駄人」や「入練人」には当然だが、「遠行馬」の供出者のなかにも、③はもちろんだが、偶然であろうか①にリストアップされている者が見当たらない。わずかに④に七名中五名が確認できる程度である。しかし五五名に上る⑤の冒頭のグループのなかには、先にも述べたように、①や③と重複している者を見出すことができる。以下のようなになる。

- H ①にあり、③にない例 18
- I ①・③の双方にある例 3

J ①・③、⑤にもある例 2

K ①・③の双方にない例 32

このうちJについては、若干の説明を要する。ここでいう⑤とは「郡上馬」の項のことであり、先の「建武」以外にも「馬郎中」の例がある。④からは確認できないが、郎中の馬某も建武將軍の某同様、二匹同時に供出したのであろう。したがって彼らの名が「郡上馬」の供出（予定）者リストともいべき③にあっても、矛盾にはなるまい。

さてこのグループが「郡上馬」以外の馬匹の供出者だったとすると、③にない名が五五名中五〇名（H+K）を占めているのは、しごく当然である。さらにJの二名も、③には「郡上馬」のほうの供出予定者としてリストアップされ（①についても、これは基本的に当てはまろう）、当該のグループの馬匹の供出者として当初から位置づけられていたわけではなかろうから、これを加えて、実際は五二名（H+K+J）ということになる。すなわち③では「郡上馬」の供出予定者とされていながら、⑤では「郡上馬」ではなく、冒頭のグループに分類を変更されている者は全体の5%強の三名（I）にすぎないのである。③については、①と同じように「保有馬匹名籍」などに依拠して作成されたものであったことを推測しておいたが、このことは供出後のチェックによって、「郡上馬」から外されるというようなケースがありえたことを予測させる。とすると、この⑤の冒頭のグループはいかなる馬匹の供出者だったのであろうか。私は、これこそ「不任行馬」の供出者だったと考えたい。これがなんらかの馬匹の供出者であったことは先述のごとく明らかなだが、もし「遠行馬」や「郡上馬」以外の「任行馬」であれば、その旨小見出しがあるだろうし、また「遠行馬」や「郡上馬」の前後に続けて明記されよう。「任行馬」ではなく、しかもかといって、「買駄人」や「入練人」のように特別の負担もなく、いわばただ期日までに馬匹を供出すればよいだけの存在が冒頭に一括して記載されたと考えられよう。このことは「任行馬」の供出（予定）者を列挙した②の内容と比較すれば、より明瞭になる⁽²¹⁾。

L ⑤の冒頭グループ（全五五名）にあって、②にもある例 7

M ⑤の「次郡上馬」（全五六名）にあって、②にもある例 20

Lの数字が限りなくゼロに近いというわけでは必ずしもないが、Mと比較すればその差は圧倒的であることは承認してよい。先のIのような例もあるのだから（Iの一例はLと重複する）、②が供出予定者のリストであったとすれば、やはり供出後のチェックによって変更されるといったようなことはありえたらう。

以上、推測に推測を重ね、数字に頼ってきた本節での検討結果をまとめておこう。

姓名の多くが重複する①から⑤までの五点の「馬帳」のうち、①から③の三点は馬匹とその供出者だけを列挙したものであった。このうち①と③は「姓名+馬種（毛並み）」という書き方を有しているが、①は、「保有馬匹名籍」などに依拠して事前に、供出期日ごとに供出者とその馬匹を列挙したものであり、③はこのうちで「郡上馬」として使役する予定の馬匹とその供出者を抽出したものであった。また「姓名+「馬」字」の②は、国都をはじめ供出者の郡県ごとに、「郡上馬」をはじめとする「任行馬」の供出（予定）者を抽出したものであった。いっぽう④と⑤は、馬匹の供出者のみならず、これと関連する負担とおぼしき「駄」の購入者や「練」の納入者をも合わせて列挙したリストであり、前者はこれらを順不同（あるいは供出順・納入順であろうか）に列挙して、最後に合計や内訳を集計したものであり、後者は負担の種類ごとに姓名を配列しなおして列挙したものであった⁽²²⁾。またこの両者は、供出が行われた後、実際に馬匹をチェックした結果に依拠して作成されたと考えられることも述べたとおりである。

これがここでの結論だが、いずれも文書としての作成年月日を欠いており、官文書ながら、公式性はけっして高かったとは思えないものばかりである。とくに③と⑤の二点は完整だが、ともに（小）

見出しのもとに姓名や、それとともに馬種が羅列されているだけのもので、⑤の冒頭のグループに至っては、小見出しさえ省略されていたことは述べたとおりである。かかる文書であれば、作成された当初からその内容を正確に理解できた官員は担当のごく一部に限られていたのではあるまいか。

さてそれでは、これらの「馬帳」からうかがいしることのできる高昌国における馬匹の供出と使役とは、いかなる内実をもっていたのであろうか。

(未完)

【註】

- (1) 当該の典籍については、①王素「吐魯番所出《晋陽秋》残卷史実考証及擬補」(『中華文史論叢』一九八四年第二期)、②町田隆吉「補修吐魯番出土「晋史」残卷」(『研究紀要』〈東京学芸大学附属高等学校大泉校舎〉第八集、一九八四年)、および③陳国燦・李微「吐魯番出土的東晋(?)写本《晋陽秋》残卷」(文化部文物局古文献研究室編『出土文献研究』北京文物出版社、一九八五年)などを参照。このうち②は、墓主や出土文書など墓自体についても簡単に言及しているが、表題からも明らかなように、町田氏はこれを『晋陽秋』と断定することには慎重である。
- (2) わが国で「馬帳」に言及した研究としては、小田義久「麹氏高昌国時代の仏寺について」(『龍谷大学論集』第四三三号、一九八九年)と、北條祐英「西突厥の東方経略とその影響について」(『東海史学』第二五号、一九九一年)があるが、後者は本稿で①とする「馬帳」を軍馬の徴発と解釈し、いわゆる「義和政変」との関連性を予測する。しかし本文で述べるように、①に見えている馬匹の多くは「郡上馬」として使役されたと考えられるので、この予測は北條氏自身のいうように、「考え過ぎ」だと思う。
- (3) 遠行馬錢を含む高昌国の租税制度については、關尾「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究—條記文書の古文書学的分析を中心として—」(一)～(五・未完)(『人文科学研究』〈新潟大学人文学部〉第七四、七五、七八、八一、八三輯、一九八八、八九、九〇、九二、九三年)を参照されたい。
- (4) 『文書』Ⅳ、一四八頁解説。
- (5) 「墓誌録」、五八〇頁。
- (6) 後述するように、汜法濟は義和年間には兵部主簿の任にあったと考えられるが、それにしても虎牙將軍はいささか低いように思われる。なおこの点に関しては、重光元(六二〇)年二月二二日という汜法濟の墓表の紀年にも注意する必要がある(詳細については、關尾「義和政変」新釈—隋・唐交替期の高昌国・遊牧勢力・中国王朝—(近刊予定)、註(8)を参照されたい)。
- (7) 『文書』Ⅳ、一四八頁解説。
- (8) 『文書』Ⅳ、一六二頁題解。
- (9) この点に関しては、關尾、前掲「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究」(三)を参照されたい。
- (10) 小田、前掲「麹氏高昌国時代の仏寺について」は、本来「合 馬卅匹 付汜受」と書かれるべきであったとする。たしかに官衙間もしくは官員間での錢物のやりとりであれば、「受」字の存在は想定されるが、寺院や官員を含んでいたにせよ、基本的に民戸から官衙への供出＝納入として行なわれたのであるから、この場合、「受」字ではむしろ不適切のように思われる。
- (11) 七例のなかには、弘光寺・馮明老・董伯珍など断定が困難なものもあるが、張相受・趙寺法輪・將道軌・聖議寺などの例から、重複があること自体は疑いないといってよい。
- (12) この「劑」字については、關尾「高昌文書中の「劑」字について—『吐魯番出土文書』割記

- (八) -」(『会報』第一六, 一七, 三九, 四九号、一九八九, 九〇年)を参照されたい。
- (13) 「下」字の意味するところは、今後の検討に委ねなければならないが、税役の賦課と納入、さらには集計に関わるグルーピングを意味していたと考えられる。とりあえずは、關尾、前掲「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究」(五)をはじめ、楊際平「麴氏高昌土地制度試探」(『新疆社会科学』一九八七年第三, 四期)、陳国燦「高昌国的占田制度」(『魏晋南北朝隋唐史資料』第一一期、一九九一年)などを参照されたい。
- (14) ⑤の「買駄人」は成某を合わせれば計七名だが、これは④の「買駄」の数字と一致する。なお⑤の二名の「入練人」は、④では確認できないが、記載されていた可能性は充分にある。
- (15) 「作人名籍」については、關尾「田畝作人文書」の周辺—アスターナー五四号墓出土作人関係文書の分析—(『東アジア—歴史と文化—』創刊号、一九九二年)を参照されたい。なお「保有作人名籍」には作人の名だけで、年齢や性別、および身体的特徴などについては記すところがないが、性別に関してはいずれも男性だった可能性が高く、年齢については名籍が依拠した戸籍には明記されていたと考える。
- (16) この点に関しては、唐代の長行馬の「納歴」の様式が参考になる。關尾、前掲「トルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究」(四)、参照。ただし荒川正晴「スタイン将来「蒲昌群文書」の検討—Ast. III. 3. 07, 08, 037号文書の分析を中心にして—」(『西北史地』一九九〇年第二期)が紹介するように、長行馬の「馬帳」には、毛並みのみならず、年齢や身体的特徴などをはじめとする詳細なデータが記録されていたので、高昌国の場合も「保有馬匹名籍」には、毛並み以外のデータが記録されていた可能性は否定できない。詳細については今後の課題としたい。
- (17) 論証は困難だが、居住する郡県などの区画・単位ごとに、供出期限をずらせたということも考えられよう。
- (18) ただし①と③では馬種(毛並み)が違っているものが八例ばかりある。具体例は省略するが、概して③のほうが表記が簡略化されているようである。
- (19) ②は前後が欠損しているので、「□(高) 昌任行」というのはあくまでも小見出しであり、実際は「任行馬」を、その供出者が居住する郡県ごとに列挙したリストだったのであろう。なお小田、前掲「麴氏高昌国時代の仏寺について」は、田地公寺を田地郡にあったとするが、②を見る限り、やはり国都の高昌にあったと考えざるをえない。
- (20) 第一九行目の下部の欠損を α としたが、実際は一〜二名程度であろう。
- (21) 明らかに同一と判断できる例だけをカウントした。②の「□許寺」を北許寺とすれば、Lは八例になる。
- (22) もっとも⑤の「不任行馬」の供出者は、「脱」とされた侍郎の某慶釵を含めても五六名であり、④の「不任行馬」の匹数、すなわち一〇〇名+ α (合馬額)−四三名(任行馬)とは一致しない。誤差がどの程度かも「合馬額」が不明なので、残念ながら判断のすべがない。

【引用文献略号表】

「墓誌録」：侯燦「解放後新出吐魯番墓誌録」(北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』第五輯 北京 北京大学出版社、一九九〇年)。

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)